

長崎和牛需要回復対策事業業務仕様書

1 目的

物価高騰に伴い消費が停滞している長崎和牛の需要回復を狙うために、消費拡大キャンペーン及び県内外指定店でのマネキン販売を実施し、長崎和牛指定店、協力店の拡大を図る。

2 業務内容

業務項目及びその数量は、別紙（長崎和牛需要回復対策事業業務仕様書－1）のとおり

3 委託条件

（1）担当者の配置

本業務を円滑に行うため、担当者を正・副 1 名ずつ配置すること。

（2）受付・対応業務

長崎県の休日を定める条例（平成元年 7 月 18 日長崎県条例第 43 号）に定める休日を除く、毎日、9 時から 17 時の間、本業務に係る協議・相談等依頼の受付に対応できること。

4 成果物

業務完了にあたっては、業務完了報告書（長崎和牛需要回復対策事業業務成果報告書）を 1 部提出すること。

また、業務遂行にあたり制作したデータ一式（画像データ等）を電子媒体（DVD又はCD-ROM、USB メモリ等）にて一式提出すること。